

新庄市告示第104号

令和8年度新庄市住宅リフォーム耐震・減災対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

新庄市長 山科朝則

令和8年度新庄市住宅リフォーム耐震・減災対策事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の被害軽減を図るため、住宅の耐震改修工事又は減災対策工事を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて新庄市補助金等交付規則(昭和55年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する住宅(店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物のうち、主要構造部が木造である3階建て以下のものであり、かつ、平成12年5月31日以前に建築工事に着手したものをいう。
- (2) 耐震診断 建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項から第4項までに規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。)が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法(平成18年国土交通省告示第184号に基づく方法)により調査し、診断することをいう。
- (3) 上部構造評点 耐震診断により算出した耐震性の指標をいう。
- (4) 耐震改修工事 別表に掲げる工事をいう。
- (5) 減災対策工事 別表に掲げる工事をいう。
- (6) 住替工事 別表に掲げる工事をいう。
- (7) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第4条に規定する補助対象工事を行う者
- (2) 新庄市市税条例（昭和46年条例第7号）第42条第1項及び第2項に規定する固定資産の所有者である者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、耐震改修工事、減災対策工事及び住替工事であって、県内業者（防災ベッド又は防災シェルターを設置するものにあつては、県内業者以外の者を含む。）と工事請負契約を締結するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 耐震改修工事 耐震改修に要する費用に2分の1を乗じて得た額又は140万円のいずれか低い額
- (2) 減災対策工事 減災対策に要する費用に5分の4を乗じて得た額又は30万円のいずれか低い額
- (3) 住替工事 住宅の除却に要する費用に5分の4を乗じて得た額又は30万円のいずれか低い額

2 前項の耐震改修工事及び減災対策工事に要する費用は、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めるものとする。

3 前項の住替工事に要する費用は、消費税及び地方消費税を含めるものとする。

4 第1項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 過年度に県及び市から減災対策工事に係る補助金の交付を受けた者が耐震改修工事を補助対象工事として補助金の交付の申請を行う場合は、第1項第1号に定める額から既に交付を受けた当該減災対策工事に係る補助金の額を控除した額を補助金の額とする。

6 補助金は、住宅1戸につき、令和8年5月1日以降に着手される補助対象工事に対し、1回に限り交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象工事の契約の締結日の前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の内容が確認できる工事図面
- (2) 工事に係る見積書
- (3) 工事を実施する前の工事箇所の写真
- (4) 耐震診断書及び補強計画書
- (5) 同意書（様式第2号）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（軽微な変更）

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、工事内容、工事に要する費用及び補助金の額の変更を伴わない変更をいう。

（実績報告書）

第8条 実績報告書の提出期限は、規則第9条の規定にかかわらず、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和9年2月10日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事に係る工事請負契約書及び工事代金の領収書の写し
- (2) 工事の実施中及び完成時の工事箇所の写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表

耐震改修工事		耐震診断で、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を 1.0 以上に上げる改修工事
減災対策工事	1 簡易耐震改修工事	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 0.7 未満の住宅を 0.7 以上 1.0 未満に上昇させる改修工事
	2 部分耐震改修工事	(1) 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を、1 階のみ 1.0 以上にする改修工事（改修後の上部構造評点が改修前を下回らないものに限る。）
		(2) 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を、主要な居室等に特化して、山形県が定める技術基準に適合させる改修工事（改修後の上部構造評点が改修前を下回らないものに限る。）
		(3) 住宅の屋根又は 2 階以上の部分の重量を軽減する改修工事
	3 防災ベッド・耐震シェルター設置工事（公的機関において耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限るものとし、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物等においては、簡易的な耐震診断の結果、耐震性がないと判断されたものを含むとする。）	(1) 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満である住宅内に、防災ベッドを設置する工事
(2) 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満である住宅内に、耐震シェルターを設置する工事		

住替工事		耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅又は昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅であって、簡易的な耐震診断の結果、耐震性がないと判断されたものを除却し、耐震性のある住宅等への住替える工事（新築又は中古住宅の取得及び県からの補助金の交付を受け、耐震改修工事又は減災対策工事を行った住宅からの住替えを除く。）
------	--	---